

2008 年ゴルフ規則主要変更点解説

1 適用できる規則に基づいて別の球をインプレーにした場合に初めの球は紛失球となる
ことが明確に規定されました(定義「紛失球」)

旧規則の定義「紛失球」では適用できる規則に基づいて別の球をドロップしてストローク
したときに初めの球は紛失球となると規定していましたが、裁定では適用できる規則に基
づいて別の球がインプレーにされた場合は、その別の球をストロークしていなくても、初
めの球はアウトオブプレーとして扱い、初めの球をプレーすると誤球のプレーということ
になっていました。しかし、アウトオブプレーという考え方はわかりにくいことから、2008
年規則では、適用できる規則に基づいて球をインプレーにした時点で初めの球が紛失球と
なることを明確にしました。

【事例】

初めの球を 1,2 分探したけれど見つからないので、最後にプレーした所に戻って球をドロ
ップしました。その後、初めの球が 5 分以内に見つかりました。この場合、プレーヤー
が最後にプレーした所に戻ってドロップしたことは適用できる規則(規則 27-1)に基づい
てドロップしたことになるので、その球がインプレーの球となり初めの球は紛失球となり
ます。

2 不適合クラブを持ち運んだ場合の罰が軽減されました(規則 4)

旧規則では、正規のラウンドで不適合クラブを持ち運んだだけで競技失格となりましたが、
2008 年規則では、持ち運んでもまだその不適合クラブを使用していなかった場合には競
技失格ではなく、ストロークプレーでは違反のあった各ホールにつき 2 打の罰(1 ラウン
ドつき最高 4 打の罰)に改訂されました。ただし、違反を発見次第、不使用宣言をしな
ければ競技失格となります。

【事例】

1 番ホールのティーショットをドライバーで打ち、第 2 打地点に向かっている途中、規則
に不適合なパターがバッグに入っていることに気付いたので、マーカーにそのクラブは使
用しないことを宣言した。

この場合、ストロークプレーでは 1 番ホールに 2 打の罰が課せられ、以後その正規のラ
ウンドで不使用宣言したクラブを使用しなければ競技失格を免れることになりました。

3 ハザード内での誤球のプレーに対して罰が課せられません(規則 12-2, 15-3)。

旧規則では、ハザード内で自分の球かどうかを確認するために球を拾い上げることが認め
られていなかったため、ハザード内で誤球のプレーをしても罰はありませんでした。2008
年規則ではハザード内の球を確認のために拾い上げることを認めるかわりに、ハザード内
で誤球をプレーした場合には、スルーザグリーンで誤球をプレーした場合と同様に罰が課
せられるように改訂されました。ただし、ウォーターハザード内の水の中で動いている球

については確認のために拾い上げることができないので、その球をストロークした結果、誤球であったとしても罰はないとの例外規定も新設されました。

【事例】

プレイヤー A がバンカー内の球をストロークしたところ、その球はプレイヤー B の球でした。この場合、マッチプレーでは A の負け、ストロークプレーでは A は 2 打の罰を加え、自分の球を見つけてプレーしなければなりません。

4 バンカー内で次のストロークに対してライの改善等の違反になることがなければ砂をならすことができるよう改訂されました(規則 13-4 例外 2)

旧規則ではバンカー内でストロークしたあとに、球がそのバンカー内にまだある場合、砂をならしてから次のストロークをした結果、球がそのならしたところに戻ってきた場合にはバンカー内での引き続いてのプレーの援助となったとして罰が課せられました。2008 年規則ではバンカー内でストロークした後に球がそのバンカー内に止まった場合、その止まっている球に対してライの改善、意図するスイング区域、スタンス、プレーの線の改善とならなければ砂をならすことができ、次のストロークをした後に球がそのならした場所に戻ってきても罰は課せられないことになりました。

【事例】

バンカー内の A 点からプレーしましたが、球はそのバンカーから出ずに B 点にとまりました。プレイヤーは A 点の砂をならしましたが B 点の球をプレーするときのライやスタンス、意図するスイング、プレーの線を改善するようなことはありませんでした。その後プレイヤーは B 点からプレーしましたが、またバンカーから球を出すことができず、球は A 点をならしたところに戻ってきてしまいました。この場合、罰はありません。

5 医療用具の使用を認めるための要件が規定されました(規則 14-3 例外 1)。

病状を緩和することができるデザイン・効果を持ち、医学的根拠があって、不当な利益を得ることはない委員会が認める用具や機器を使用することができることが規定されました。ただし、委員会が認めることが要件となっていますので、プレイヤーは出場する競技の委員会から事前にその使用について了承を得ることが必要です。

6 プレーヤーの球が自分のキャディーや携帯品に当たった場合の罰が 1 打となりました(規則 19-2)。

旧規則では、プレイヤーの打った球が自分のキャディーや携帯品(クラブやバッグなど)に当たった場合、マッチプレーではそのホールの負け、ストロークプレーでは 2 打の罰でしたが、2008 年規則ではマッチプレー、ストロークプレーいずれの場合も 1 打の罰に軽減されました。

【事例】

ストロークした球が前方に置いてあった自分のバッグに当たってしまいました。この場合、

プレーヤーは 1 打の罰を加え、球は止まったところからプレーしなければなりません。

7 規則で許されている人以外の人がりプレースした場合の罰が 1 打となりました(規則 20-3)。

規則では球をリプレースできる人を次のように限定しています。

①プレーヤー(またはそのパートナー)

②その球を拾い上げたり動かした人

上記以外の人がりプレースして訂正せずにストロークを行った場合、旧規則では 2 打の罰を受けましたが、2008 年規則では 1 打の罰に軽減されました(規則で許されている人以外の人がりプレースした場合の違反も 1 打の罰に軽減されました)。

【事例】

グリーン上で、プレーヤーが拾い上げた球をキャディーがりプレースし、その球をストロークしてしまいました。この場合、プレーヤーは 1 打の罰を加え、その球でホールアウトしなければなりません。

8 ストロークプレーで、間違って球を取り替え、さらに誤所からプレーした場合の罰を重課しないこととなりました(規則 15-2 例外、規則 20-7 注 3)

ストロークプレーで、規則で球の取り替えが許されていないのに球を取り替え、さらにその球を誤所からプレーした場合、旧規則では球の取り替え違反(規則 15-2)の 2 打の罰と、誤所からのプレー(規則 20-7c)の 2 打の罰の合計 4 打の罰が課せられていましたが、2008 年規則ではこのケースでの罰の重課を回避し、2 打の罰とするように改訂されました。

【事例】

カート道路からの救済を受けるために、球を拾い上げ、別の球に取り替えて、救済のニヤレストポイントよりもホールに近い所にドロップしてプレーしました(誤所からの重大な違反はありませんでした)。

この場合、プレーヤーは 2 打の罰のみを受け(規則 20-7c、,7 論規則)

9 ストロークプレーで、止まっているインプレーの球を動かし、別の球をプレースしてプレーした場合の罰を重課しないことになりました(規則 18 罰則)。

ストロークプレーで、止まっているインプレーの球を動かした場合、その球をリプレースしてプレーしなければなりません、別の球を元の位置にプレースしてプレーした場合、旧規則ではインプレーの球を動かしたことに対する 1 打の罰(規則 18-2a)と、球を取り替えたことに対する 2 打の罰(規則 15-2,規則 18)の合計 3 打の罰が課せられましたが、2008 年規則ではこのケースでの罰の重課を回避し、2 打の罰(規則 18)とするように改訂されました。

10 球が動いている間に旗竿を取り除いても、違反とはならなくなりました(規則 24-1)。

旧規則ではストロークをする前に人が付き添っていた旗竿については球が動いている間でも取り除くことができましたが、2008 年規則では人が付き添っている場合だけでなく、取り除かれたり、さし上げられていた旗竿も取り除くことができるよう改訂されました。

【補足】

2007 年規則では、プレーヤーがストロークする前に付き添われていた旗竿に限っては、球の動きに影響を及ぼすかも知れない場合であっても、プレーヤーがストローク中、あるいは球が動いている間に動かすことができると規定していました(規則 24-1)。2008 年規則では、ストロークする前に付き添われていた旗竿に加え、ストローク前に取り除かれたり、さし上げられていた旗竿についても動かすことができるよう変更されました。

なお、プレーヤーがストロークをする前に付き添われていなかったり、取り除かれていなかったり、さし上げられていなかった旗竿は、球の動きに影響を及ぼすかも知れないときは、プレーヤーがストローク中または球が動いている間に付き添ったり、取り除いたり、さし上げることはできません(規則 17-1)。この規則 17-1 は 2008 年規則でも変更されません。

11 ストロークと距離の処置についての規定が加わりました(規則 27-1)。

「ストロークと距離の処置」という言葉は旧規則 27-1 にありましたが、その意味について明確には規定されていませんでした。ストロークと距離の処置というのは 1 打の罰のもとに最後にプレーした所からプレーすることを意味します。「ストローク」とは 1 打の罰を受けること、「距離」はプレーした距離を失う、つまり最後にプレーした所に戻ることです。

このストロークと距離の処置は球がアウトオブバウンズとなったり、紛失球となったりした際の処置だけでなく、ウォーターハザードの処置、アンプレヤブルの処置でも選択することができ、また、プレーヤーにこれらの規則に従って処置する意思がなくても、最後にプレーした所からプレーした場合にはストロークと距離の処置をとったものとみなされるようになりました。

【事例】

ティーショットしたが、ミスして球は 20 ヤードほど前方に止まりました。プレーヤーは気に入らなかったため別の球をティーから打ち直しました。

この場合、プレーヤーはストロークと距離の処置をとったことになり 1 打の罰を受け、打ち直した球は第 3 打目となります。

12 裁定で示されていた解釈が規則に規定されました(定義「アドバイス」、規則 14-3 注、規則 16-1e)。

規則が改訂されたわけではありませんが、これまで裁定集の中で解釈が示されていた事項が規則の規定に盛り込まれました。

① 定義「アドバイス」

距離についての情報はアドバイスとはみなされません。

② 規則 14-3 注

委員会は距離のみを計測する機器の使用を認めるローカルルールを制定することができません。

③ 規則 16-1e

不注意によるものや、他のパットの線を踏まないようにするために自分のパットの線を跨いだり、踏んでパットしても罰は課せられません。

13 用具の規則：R&A の審査を受けて適合となることを条件に重量調節以外の調節性を認めることことに改訂されました (付属規則Ⅱ、1b)。

旧規則ではパター以外のクラブは重量調整に関する調節性だけが認められていましたが、2008 年規則には一定の条件のもとに重量調整以外の調節性が認められる可能性があることが規定されました。ただし、調節性が認められるかどうかは R&A に用具を提出して審査を受け、個別に裁定されなければならない、一律に認められるものではないということに留意する必要があります。

14 用具の規則：「単純な形状」の意味を明確にするために認められない機構についての記述が追加されました (付属規則Ⅱ、4a)。

クラブヘッドは単純な形状のものでなければなりません。2008 年規則ではこの「単純な形状」とは認められない機構についてのガイドラインが規定されました。

15 用具の規則：スプリング効果についての新しい項目が追加されました (付属規則Ⅱ、4c)

ペンデュラムテストプロトコル (R&A 内規) の上限を超えるスプリング効果を持つクラブヘッド (いわゆる高反発クラブ) はゴルフ規則に不適合となることの規定が追加されました。これによりこの規定に違反するクラブヘッドを持つクラブはゴルフ規則に不適合となりました。

以 上